



冤罪・布川国賠ニュース

冤罪・布川国賠

第4号 2013.4.15

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

3/21 第1回裁判

支援者で満席の法廷

櫻井さんが迫力の意見陳述！！

次回は6月26日2:00～

●11:00 裁判所要請・・・

菅家利和さんも参加

11名が集まり、裁判所要請に臨みました。東京地裁の側から民事訟廷管理官2名が対応に当たりました。中澤事務局長が支援する会の要請書を読み上げ、続いて客野事務局次長が冤罪をなくすためにこの国賠訴訟が重要であること、また山川事務局次長が冤罪の責任を問う方法としては国賠訴訟しかないことを述べました。菅家さんは冤罪の被害を受けた悔しさを語り、決して赦さないと述べました。大阪・山形・水戸から参加した参加者も冤罪をなくすべきと語り、最後は櫻井恵子さんが発言し、予定の30分を超えて要請を終えました。

●12:00 裁判所前宣伝・・・

20名ほどが集まり、櫻井さんをはじめ、他の冤罪事件を支援する会が発言し、最後に国民救援会中央本部の鈴木事務局長が支援を訴えました。

●14:00 裁判法廷・・・

100名近く入る法廷が支援者と記者で埋め尽くされました。国と県の代理人は合わせて17名。石栗正子裁判長、進藤光慶・國原徳太郎裁判官。

まず、秋山環・三浦直子・藤岡拓郎各弁護士が訴状の概要をパワーポイントを使って説明しました。続いて櫻井さんが意見陳述を、最後に谷萩陽一弁護士団長が裁判の意義を総括する意見陳述をしました。櫻

井さんの迫力ある意見陳述には傍聴席から自然に拍手がおきましたが、裁判長は止めませんでした。

また、国・県が証拠提出に時間がかかる理由としてマスクングに時間がかかるという発言をすると、傍聴席にはまた隠すのかという怒りと嘲笑が満ちました。

●15:30 報告集会・・・

100名を越える参加者がありました。秋元理匡事務局次長の裁判の全体的な流れと問題点の説明に続いて新倉修・里見繁代表委員が挨拶し、指宿信成城大学教授も駆けつけ、発言をしました。

国の理不尽な権力の行使によって被害を受けた多くの冤罪被害者の思いをのせて、検察・警察の責任を迫る櫻井布川国賠が始まりました。

今回の裁判は6月26日(水)14時から同じ103号法廷で行われます。



3月21日報告集会の様子

☆☆第2回 裁判所要請☆☆

5月8日(水)11:00～

要請後弁護士団の進行協議報告があります

(弁護士会館509号室)

第一回裁判傍聴記

里見 繁（関西大学教授・
布川国賠を支援する会代表委員）



原告〔櫻井昌司さん〕の代理人が16人。被告〔国と茨城県〕の代理人も同じくらい。大きな103号法廷が用意されたのは、傍聴人が多い時に備えての裁判所の配慮ということよりも、双方の代理人が多すぎて収まらないからだった。確かに壮観だった。こういう時の行政側の代理人というのは高級なスーツに身を包んだタイプだと思い込んでいたが、スーツの趣味も顔つきも左側の冤罪弁護士たちと大きな差は無かった。個人的には、原告側の弁護士や支援の人達とお会いするのは、布川の無罪判決の時以来だったので、クラス会のような懐かしさを感じながら傍聴席に座った。

公判では、原告側の若い弁護士3人が交代で大型のスクリーンを使いながら事件や請求の概略を述べた。次に櫻井昌司さんと谷萩陽一弁護士の意見陳述が続くが、櫻井さんが「情」を述べ、谷萩さんが「理」を述べるという分担だった。「情」「理」とも非常に分かりやすく胸を打った。順番が逆ならベストかな、というのは個人的な感想に過ぎない。

櫻井さんの意見陳述

「布川事件は警察による証拠捏造と検察による証拠隠しによって作られました」

櫻井さんの声は良く通る。櫻井さんの主張を聞くのはこれが初めてではない。再審裁判の法廷でも、夜の飲み会でもよく拝聴させていただいた。しかし、この日の法廷での語り口にはこれまでとは違う「貫禄」があった。目を閉じて聞いていると真っ直ぐに心に沁み通ってきた。「ああ、この人はこの裁判こそがやりたかったのだな」と得心した。再審裁判に漕ぎ着けて「無罪判決」を得たらそこで終わりにしたい、と誰もが思うはずだ。疲れ切っているはずだ。でもこの人はそうは思わない。再審無罪で自らの潔白を勝ち取った上で、そ

の次のステップ、警察と検察の不正を暴く、そのことが本当に成し遂げたかったことで、今、やっとそこに手が掛かった、ということなのだ。櫻井昌司という人の底力のようなものを感じた。

谷萩弁護士の意見陳述

この裁判には3つの意義がある。1、櫻井さん自身の権利の救済。2、この冤罪の原因と責任の解明。3、今後の冤罪の防止、であるという。特に、2つめについては、未だに「櫻井と杉山は犯人である」と公言して恥じない警察と検察の「犯罪行為」をこの裁判で明らかにしなければならない。

「職務行為基準説」という「冤罪国賠」に立ち はだかる壁について

警察官も検察官も、尽くすべき注意義務を怠っていないければ違法とは言えない、という裁判所の考え方がある。しかし、布川事件では、「尽くすべき注意義務」どころか「違法な捜査」の連続であった。

従来通りの「職務行為基準説」に立ったとしても、捜査機関の「有罪」は動かし難い。

簡素だが全部を漏れなく含んだ意見陳述だった。難しい言葉もなく分かりやすかった。

和やかな記者会見

法廷の後の記者会見は和やかな雰囲気の中で進んだ。こんな中で、成城大学の指宿信教授の



報告集会で発言する新倉修代表委員

語った「冤罪国賠ということを忘れなければならない」という言葉は重かった。冤罪の「被害者」であるという立ち位置に固執しているうちは、勝機は見えてこない、という精神論でもあり、一方で、これまでの被告人の立場ではなく、原告として立証責任を負うからには、こちらから攻めなければ勝てないぞ、という戦術論とも聞こえた。

記者会見が終了してすぐ、毎日新聞の記者が私のところに来た。「先ほどの発言についてもう少し詳しく解説してください」と尋ねられた。私と指宿先生を人違いしている。そうか、私の頭も他人から見れば剃髪の人と大差がないのだと知った。ややさびしい気持ちを抱きながら大阪に帰った。

国賠裁判「意見陳述」

時代の先駆けとなる判決を！

櫻井昌司

私が受けました冤罪被害の国家賠償裁判にあたり、原告としての意見を述べさせていただきます。

私は「布川事件」と呼ばれます冤罪事件で再審無罪になりましたが、今、余りにも異常な警察と検察の実態を知りまして、このまま何も変わらないで良いのだろうかという疑念の思いで一杯です。

「足利事件の菅家さんは無実だが、布川事件の櫻井と杉山は犯人だ。たまたま有罪が立証出来なかっただけだ」と、今も検察は新聞記者に公然と語るそうです。「可視化」を議論する法制審議会にいる法務省幹部も、「二人は有罪、何も検証する必要はない」と公言するそうですから、この法廷に「国側」として臨んでいる多数の法務省の人たちも、この信じ難い「主張」をご認識のはずです。

再審裁判で無罪になった者を「犯人だ」と主張するのは、法制度への挑戦です。法の順守者であるべき検察が、なぜ裁判所の判断を無視して、「検察の主張が正しい。無罪判決など認めない」と、公然と述べられるのでしょうか。なぜこのような傲慢不遜な独善が法治国家で許されるのでしょうか。呆れた話です。

布川事件は、警察による証拠捏造と偽証、それに検察による証拠隠しによって作られました。それらの行為の一部は、すでに再審裁判の中で断罪されています。そして、公判廷などの記録に残された警察と検察の行為は、いかに両者の強大な権力をもってしても、最早、時を超えての弁明は不可能です。

冤罪を被って国賠裁判をする仲間たちの法廷を傍聴に行きますと、警察も検察も見苦しい抵抗をしています。刑事裁判だけではなくて、民事裁判でも証拠隠しを行って、自分たちの犯した罪を隠そうとするばかりです。今や国民が法廷に立つ裁判員の時代です。

検察官一人が意のままに証拠を操り、大切な証拠を隠して裁判を行うことなど、決して国民は認めないでしょう。民事裁判とて同じことです。その責任を問われる国（検察）と県（警察）が、税



3月21日地裁前宣伝（志布志事件の川畑幸夫さんも参加）

金で集めた証拠を独占して見せないなど、どこから考えても許される時代ではないのです。良く検察は「証拠を開示せよという法律はない」と言いますが、では証拠を開示しないで良いという法文はあるのでしょうか。

単独犯ならば「本人が勝手に語った」と言い逃れられても、布川事件は二人です。別々の警察署に留置された私と杉山ですから、有罪を確定させるほどの「自白」は誘導がなければ出来ません。今も昔も変わらない捜査手法は、誰にでも、何人にでも、「自白」をさせ得るのです。有罪判決を誤導させ得るのです、それを認識する検察官だからこそ、再審で完全無罪になった私たちを「犯人だ」と語るしかないのだと思いますが、このような検察の独善を許して来たのは、検察の言いなりになることが多い裁判所の姿勢にも責任があると思っています。

私の裁判でも、国と県は証拠の提出に抵抗するでしょうが、もし法律の不備が、そのような理不尽な主張を許しているならば、本法廷が時代の先駆けとなる判断を下して頂きたいと願っています。そして、なぜ警察官は証拠の捏造をし、偽証を行ってまで、私を犯人にしたのか。なぜ検察官は、多くの無実の証拠を隠し、裁判を欺いてまで、私を犯人にしたのか、その実態を解明して頂きたいと願っております。

私は、この冤罪に対する自分の責任も承知しています。いかに苦痛があったとはいえ、嘘の自白をしたのは私です。そこを含めて、当時の捜査官関係者の大半が他界した今、実態の解明は、当時の捜査資料によるしかありません。

どうか、本法廷が十分な証拠の開示を行なわせて上、時代に相応しい審理を尽くして頂けるようにと願っています、私の陳述と致します。

以上

第2回総会開催のお知らせ

とき 6月1日(土)14:00～

場所 文京区民センター3C

活動方針と会計報告(事務局)

裁判の報告と課題(布川事件弁護団)

◆署名用紙ができました!!

みんなの声を裁判所に届けよう!

◆ 国連拷問禁止条約に基づいて2011年7月に出された第2回日本政府報告に対して、布川国賠を支援する会は(国際人権活動日本委員会を通して)カウンターレポートを提出いたします。5月17日には委員とNGOとのミーティングがあります。ショージとタカオの上映も企画中。国連拷問等禁止委員会政府審査傍聴ツアーの申込の〆切りは4月17日頃です。

◆ 訴状をマスクングしたものを資料として作成の予定です。実費200円でおわけ致します。ご希望の方はmailまたはfaxでお知らせ下さい。

◆ ニュースをmailのみで受け取ることをご希望の方はmailまたはfaxでご連絡下さい。

◆支援する会にご入会下さい!!

- ・年会費1000円(年度ごと)
- ・郵便振替
口座番号 00170-8-485425
口座名 布川国賠を支援する会

会員数323名(4月13日現在)

東京	茨城	神奈川	千葉	埼玉	栃木	群馬	山梨	福島	宮城	秋田	山形	新潟	愛知	石川	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	広島	岡山	鹿児島	福岡	大分	北海道
109	61	23	37	16	2	1	1	1	2	2	2	3	18	2	4	9	2	1	1	2	2	4	6	2	10

・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)

口座番号 4711084

口座名 布川国賠を支援する会

櫻井ショージさんのトークとライブ

とき 4月28日(日)14:00～

場所 市川市文化会館ローズルーム

連絡先 日本国民救援会市川支部(担当/武田)

市川市鬼高市川市鬼高2-6-2 明乳争議団内

Tel.090-8106-7778 Fax.047-332-5698

日程経過

- 2月25日(月) ニュース発送・事務局会議
- 3月10日(日) 14:00～袴田事件宣伝(銀座マリオン前)
- 3月21日(木) 第1回裁判所要請、第1回裁判、報告集会
- 3月25日(月) 取調べの可視化を求める市民集会2013(弁護士会館)
- 4月1日(月) 弁護団会議
- 4月15日(月) ニュース発送・事務局会議

当面の行動予定

- 4月28日(日)「櫻井ショージさんのトークとライブ」救援会市川支部
- 5月8日(水) 第2回裁判所要請、進行協議
- 5月16～23日(木～金) 国連拷問禁止委員会への要請
- 6月1日(土) 総会(2:00～文京区民センター3C)
- 6月26日(水) 2:00～第2回裁判(103号法廷)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室

Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤 宏